

第105回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 事業報告
 会社の支配に関する基本方針
- ・ 連結計算書類
 連結注記表
- ・ 計算書類
 個別注記表
 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

セントラル硝子株式会社

「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」は、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

(<http://www.cgco.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>)

会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様ご自身の自由な意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記(3)①に定義されます。以下、同じとします。）の中には、(i)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、株主の皆様ご自身の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に対する明白な侵害をもたらすもの、(ii)株主の皆様ご自身に株式の売却を事実上強要するもの、(iii)当社取締役会が、大規模買付者（下記(3)①に定義されます。以下、同じとします。）が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、(iv)株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、(v)買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様ご自身に還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損される場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針策定の背景

当社の事業は、建築用ガラス、自動車産業向け加工ガラス等の製造・販売等を行うガラス事業、及び、化学品、肥料、ガラス繊維、ファインケミカル製品の製造・販売等を行う化成事業から構成されており、当社の経営には、1936年の会社設立以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、従業員、工場・生産設備が存在する地域社会、及び、国内外の顧客・取引先等との間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。また、当社は、ファインケミカル製品を中心とした成長分野である高機能・高付加価値製品分野への経営資源の重点的な投入により、中長期的な視点から企業価値を増大させるべく努めることとしており、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、また、株主共同の利益の維持・向上のためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であると考えています。当社といたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を進めるとともに、基幹事業における構造改革の推

進、研究開発及び技術開発の強化、成長分野への経営資源の重点的な投入や海外展開の加速により、グループ企業力の強化に取り組んでおります。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となってまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。なお、当社といたしましては、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記①のとおり基本方針を策定いたしました。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様にも中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の中期計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記②のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

① 中期計画等による企業価値向上への取組み

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「ものづくりで築く より良い未来」「セントラル硝子グループは、ものづくりを通じて、真に豊かな社会の実現に貢献します。」を基本理念とし、その実現に向けて進むべき方向性を具体的に定めた基本方針と合わせて、企業理念として掲げております。

当社グループが創業当時から企業活動の中心に据えております「ものづくり」は、誠実を基本姿勢とした、研究開発、製造、販売等の企業活動全般を意味しており、今後の更なる飛躍に向けても、すべての基礎になるものと考えております。

各事業活動においては、ガラス、化成品事業をコアビジネスとして、その事業基盤の強化を図るとともに、当社が保有する独創的な技術を通じて、高機能、高付加価値製品分野の拡充を図ります。また、環境対応・省エネルギー化の推進や、グローバルな事業展開による収益力の向上に注力し、安定した財務体質のもと企業価値を増大させることを常に目指し続けてまいります。

これらの方針のもと、経営全般にわたり効率化を高め企業体質の変革をはかるとともに、研究開発力の強化と成長事業への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。また、レスポンシブル・ケアの方針に基づき、製品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することにより、社会的責任を果たしてまいります。

(b) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2018年度を初年度とする中期計画を策定しており、その基本方針及び基本戦略は以下の通りです。

基本方針

事業基盤の強化と独創的な技術を通じて新たな成長へ

基本戦略

- (i) 中長期的な成長基調への回帰
- (ii) 株主還元、投資、財務規律のバランスの取れたキャッシュフローの配分
- (iii) 将来の成長を担保するために研究開発の強化を継続

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

(a) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、一層の企業価値の向上と収益の拡大を図るため、絶えず経営全体の透明性及び公正性を高めてゆくとともに、経営環境の変化に迅速に対応することができる効率的且つ合理的な組織体制の確立に努めてまいります。

(b) 会社の機関及び内部統制体制の整備の状況等

当社は、取締役会と監査役会をコーポレート・ガバナンスの基礎とした上で、執行役員制度を導入し、重要な経営事項に関する意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離することにより取締役会をスリム化し、経営の効率化と迅速化を図っております。

また、監査・監督機能を高めるため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた社外取締役及び社外監査役が、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担っております。

そして、会社法に定める内部統制体制の構築に関する基本方針を2006年5月15日開催の当社取締役会において決議し、全社的な内部統制体制の整備に努めております。かかる基本方針については、下記に例示しております項目につき一部改正を随時行っており、適切な運用に努めております。

- ・コンプライアンス推進委員会の設置
- ・反社会的勢力の排除
- ・社外取締役の選任
- ・内部通報制度の拡充
- ・秘密情報の適正な管理体制の構築
- ・金融商品取引法改正に伴う未公表の内部情報の伝達及び取引推奨行為の規制
- ・会社法及び会社法施行規則の改正に伴う企業集団における業務の適正を確保するための体制整備及び監査役の監査を支える体制等の整備

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2016年5月20日開催の当社取締役会において、概ね下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を

導入することに関して決議を行い、あわせて本対応方針の導入に関する承認議案を同年6月29日開催の当社第102回定時株主総会に提出することを社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により決定し、また、本対応方針の導入については同定時株主総会において株主の皆様の承認を得ております。なお、上記の取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ(<http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=announcement&sid=30720&code=4044>)をご参照下さい。

記

① 本対応方針の対象となる行為

本対応方針は、株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為等(但し、当社取締役会が予め承認した行為を除きます。)若しくはその可能性のある行為(以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者を以下、「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

② 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役社長執行役員宛に、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨等を記載した意向表明書(大規模買付者が法人又は組合の場合には、代表者の資格証明書を含みます。)及び添付書面(商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明するに足りる書面(外国語の場合には、日本語訳を含みます。))を提出して頂きます。

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

上記(a)の意向表明書をご提出頂いた場合、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出して頂いた日から10営業日以内に、大規模買付行為の目的、方法及び内容等の当初提供して頂くべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送しますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供して頂きます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者から当初提供して頂いた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して(以下、「意見形成」といいます。)、若しくは代替案を立案して(以下、「代替案立案」といいます。)

株主の皆様に対して適切に提示すること、又は、特別委員会が下記③(a)に定める勧告を行うことが困難であると当社取締役会が必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、大規模買付者から追加の情報を提供して頂くための合理的な期間（大規模買付情報リストを発送した日から60日以内（初日不算入））とします。以下、「追加情報提供期間」といいます。）を定め、当該追加情報提供期間及び当該追加情報提供期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示した上で、株主の皆様による適切なご判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合、又は追加情報提供期間が満了した場合には、当社は、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を適時且つ適切に開示します。

さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）を適時且つ適切に開示します。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報に基づき、株主共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。かかる評価、検討及び意見形成の結果については、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に開示します。また、当社取締役会が立案した代替案については、株主の皆様提示することもあります。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記③(a)に定める勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（但し、延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適時且つ適切に開示します。

大規模買付行為は、本対応方針に別段の定めがない限り、取締役会評価期間の経過後のみ開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会（下記③(a)に定義されます。）を招集する場合については、下記③(c)をご参照下さい。

③ 対抗措置の発動・不発動等

(a) 特別委員会の勧告

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反し、且つ、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する(i)対抗措置の発動、又は、(ii)対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の招集を勧告します。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会が適切と判断する場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、株主意思確認総会の招集を勧告することができるものとします。また、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合や、大規模買付者の提案する買収の方法が二段階買付け等の強圧的な方法による買収である場合等の当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められる場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告することができるものとします。

(b) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動若しくは不発動、又は株主意思確認総会の招集その他必要な決議を行うものとします。

(c) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(i)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、(ii)特別委員会から対抗措置の発動若しくは不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置の発動若しくは不発動の決議を行わず、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができますものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置を発動するか否かの判断について、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(d) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします(以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的且つ持続的に向上させていくことこそが株主の皆様共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、株主共同の利益の向上を目的として、上記(2)の取組みを行っております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、株主共同の利益を毀損する当社株式の大規模買付行為は困難になるものと考えられます。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

上記(3)の取組みは、大規模買付行為に関する必要な情報の提供とその内容の考慮・検討のための期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を行おうとし又は現に行っている大規模買付者に対して、対抗措置を発動することができることとしております。従いまして、上記(3)の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の考慮・検討のための期間の確保を求めするために導入されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的な客観要件の設定、特別委員会の設置等、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されております。

従いまして、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ご参考) 当社は2019年3月25日開催の取締役会において、本対応方針の有効期間満了をもって本対応方針を継続せず、廃止することを決議いたしました。

以 上

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	25社
主要な連結子会社の名称	カーレックスガラスアメリカ, LLC 他24社
異動の状況	①新規連結 1社 ・重要性による非連結子会社からの異動 1社 セントラルガラスチェコ s.r.o. ②連結除外 1社 ・吸収合併による除外 1社

(2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称

非連結子会社の数	13社
主要な非連結子会社の名称	韓国セントラル硝子㈱ 他12社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社の会社間取引等消去後の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

関連会社の数	5社
主要な関連会社の名称	聖戈班中硝安全玻璃（青島）有限公司 他4社
異動の状況	重要性による除外 1社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

非連結子会社の数	13社
主要な非連結子会社の名称	韓国セントラル硝子㈱ 他12社
関連会社の数	13社
主要な関連会社の名称	江西天賜中硝新材料有限公司 他12社
持分法を適用しない理由	持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、カーレックスガラスアメリカ, LLC 他13社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法（一部連結子会社は総平均法）により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法（一部連結子会社は総平均法による原価法）

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～22年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいておりません。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。ただし、一部連結子会社は支給実績に基づく支給見込額を計上する方法によっております。

③ 損害賠償引当金……………損害賠償金等の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、当社（セントラル硝子㈱）は第92回定時株主総会（2006年6月29日開催）の終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しましたが、旧制度による支給額が退任時まで確定しないため引当金として表示しております。

- ⑤ 特別修繕引当金……………ガラス熔解炉等の定期的修繕費用の支出に備えるため、次回修繕の見積額と次回修繕までの稼働期間を勘案して計上しております。
 - ⑥ 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。
 - ⑦ 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、合理的な見積額を計上しております。
 - ⑧ 顧客補償等対応費用引当金…今後発生が見込まれる顧客等への補償費用及び損失について、合理的に見積もることが可能な金額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - ハ. 小規模企業などにおける簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ② 重要な収益及び費用の計上基準
 - 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。
なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
 - ③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産・負債・収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
 - ④ 重要なヘッジ会計の方法
 - イ. ヘッジ会計の方法
原則として、繰延ヘッジ処理によっております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
 - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

a. ヘッジ手段：コモディティ・スワップ取引

ヘッジ対象：燃料油

b. ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

ハ. ヘッジ方針

債権債務、実需の範囲内での取引に限定し、将来の金利・為替・商品価格等の変動リスク回避のためのヘッジを目的としており、投機目的の取引は行っておりません。

ニ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生原因に応じて20年以内での定額法による償却を行っております。ただし、金額が僅少な のれん については一括償却しております。

⑥ 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

⑦ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

II 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

III 連結貸借対照表に関する注記

偶発債務

強化ガラス及び耐熱強化ガラスについては、一般的に極めて稀にガラス内に含まれる除去不可能な異物が膨張することによって外力が加わらない状態で自然に破損するケースが確認されております。当社においては、このような自然破損の発生確率を低減させる措置として対象の製品につきましては製造後に再加熱処理を実施し、異物が含まれていた場合に強制的に膨張させ工程内で破損させる処理を行うこととしておりますが、当社の生産委託先である富士ハードウェア株式会社で過去に製造した対象製品の一部について、当該処理を行わずに製品を出荷していたことが判明しましたが、本事案の今後の進捗次第では、顧客等への補償費用を始めとする損失等の発生により、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積ることが困難なものについては、連結計算書類には反映しておりません。

IV 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)
三重県 松阪市 他	ガラス製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地 他	8,914
山口県 宇部市 他	遊休資産・処分予定資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具 他	182

当社グループは、事業用資産については事業部門を基礎とした事業の関連性により、また遊休資産等については個別物件単位でグルーピングを行っております。

ガラス製造設備については、収益力が著しく低下し回収可能価額が帳簿価額を下回る資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物3,472百万円、機械装置及び運搬具3,351百万円、土地990百万円、その他1,100百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.95%で割り引いて算定しております。

また、将来の使用が見込まれていない遊休資産・処分予定資産に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物43百万円、機械装置及び運搬具115百万円、その他23百万円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価格に基づき算定しております。

2. 退職給付制度改定損

当社は、2019年4月1日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度に移行しております。この制度変更に伴う損益は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2002年1月31日、2016年12月16日改正）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2002年3月29日、2007年2月7日改正）に従い、当連結会計年度の特別損失として計上しております。

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	42,975,995	—	—	42,975,995

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2018年5月23日 取締役会	普通株式	1,012	25.00	2018年3月31日	2018年6月7日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	1,012	25.00	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年5月22日 取締役会	普通株式	2,025	利益剰余金	50.00	2019年3月31日	2019年6月6日

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※1)	時 価(※1)	差 額
(1) 現金及び預金	21,732	21,732	—
(2) 受取手形及び売掛金	53,245	53,245	—
(3) 投資有価証券	32,754	32,754	—
(4) 支払手形及び買掛金	(22,251)	(22,251)	—
(5) 短期借入金	(19,638)	(19,638)	—
(6) 社債	(30,400)	(30,613)	(213)
(7) 長期借入金	(23,312)	(23,228)	83
(8) デリバティブ取引(※2)	196	196	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を、同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利の長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額9,794百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

VII 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の物流倉庫、賃貸用の商業施設(土地含む)及び遊休不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,953	8,884

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件につきましては、社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)、その他の重要性の乏しい物件につきましては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価とみなしております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,083円74銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 186円44銭 |

IX 重要な後発事象

該当事項はありません。

X その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～50年

機械及び装置 4～22年

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 損害賠償引当金……………損害賠償金等の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (5) 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 なお、第92回定時株主総会（2006年6月29日開催）の終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しましたが、旧制度による支給額が退任時まで確定しないため引当金として表示しております。
- (6) 特別修繕引当金……………ガラス溶解炉等板ガラス製造設備の定期的修繕費用の支出に備えるため、次回修繕の見積額と次回修繕までの稼働期間を勘案して計上しております。
- (7) 事業構造改善引当金……………事業構造改善に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的な見積額を計上しております。
- (8) 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、合理的な見積額を計上しております。
- (9) 顧客補償等対応費用引当金……………今後発生が見込まれる顧客等への補償費用及び損失について、合理的に見積もることが可能な金額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) ヘッジ会計の方法
 原則として、繰延ヘッジ処理によっております。
 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

- (3) 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
- (4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

II 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 保証債務

銀行借入等に対する連帯保証債務

セントラルガラスアメリカ, Inc. 10,343百万円

その他(5件) 2,774百万円

合計 13,118百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 27,450百万円

長期金銭債権 4,773百万円

短期金銭債務 13,807百万円

3. 偶発債務

強化ガラス及び耐熱強化ガラスについては、一般的に極めて稀にガラス内に含まれる除去不可能な異物が膨張することによって外力が加わらない状態で自然に破損するケースが確認されております。当社においては、このような自然破損の発生確率を低減させる措置として対象の製品につきましては製造後に再加熱処理を実施し、異物が含まれていた場合に強制的に膨張させ工程内で破損させる処理を行うこととしておりますが、当社の生産委託先である富士ハードウェア株式会社が過去に製造した対象製品の一部について、当該処理を行わずに製品を出荷していたことが判明しました。

本事案の今後の進捗次第では、顧客等への補償費用を始めとする損失等の発生により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積ることが困難なものについては、計算書類には反映しておりません。

IV 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 47,229百万円

仕入高 22,085百万円

営業取引以外の取引高 2,286百万円

2. 退職給付制度改定損

当社は、2019年4月1日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度に移行しております。この制度変更に伴う損益は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2002年1月31日、2016年12月16日改正）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2002年3月29日、2007年2月7日改正）に従い、当事業年度の特別損失として計上しております。

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,473,361株
------	------------

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,187百万円
特別修繕引当金	1,803百万円
減損損失	3,655百万円
その他	2,614百万円
繰延税金資産小計	9,260百万円
評価性引当額	△ 1,232百万円
繰延税金資産合計	8,028百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 6,881百万円
その他	△ 543百万円
繰延税金負債合計	△ 7,424百万円
繰延税金資産の純額	603百万円

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セントラル硝子販売㈱	直接100%	製品の販売	製品の販売 (注1)	13,977	売掛金	6,634
	セントラル・サンゴバン㈱	直接 65%	製品の販売	製品の販売 (注1)	23,433	売掛金	8,164
				資金の借入 (注2)	2,026	短期借入金	3,360
	セントラル化成㈱	直接100%	製品の購入	資金の貸付 (注2)	5,449	短期貸付金	3,950
						長期貸付金	3,050
セントラルガラスアメリカ, Inc.	直接100%	—	債務保証 (注3)	10,343	—	—	

(注1) 製品の販売は、一般的な取引条件を勘案し、交渉の上決定しております。取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 資金の貸付・借入は、当社グループ会社間の資金貸付・借入に係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額については、期中の平均残高を記載しております。

なお、担保の受け入れ・受け渡しは行っておりません。

(注3) 債務保証は、金融機関からの借入金等に対して債務保証を行っているものであります。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,803円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 168円63銭 |

Ⅸ 重要な後発事象

該当事項はありません。

X その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。